

商工建設常任委員会会議録

平成26年10月30日

場 所 第5委員会室

平成26年10月30日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・東九州メディカルバレー構想の取組について
 - ・観光立国実現に向けた多言語対応について
 - ・記紀編さん記念事業の取組状況について
 - ・宮崎中小企業大賞について
 - ・公共工事における提出書類の簡素化及び工事検査について

出席委員(8人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		中野	廣明
委員		宮原	義久
委員		後藤	哲朗
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂	雄二
商工観光労働部次長	梅	原裕二
企業立地推進局長	川	野美奈子
観光物産・東アジア戦略局長	金	子洋士
部参事兼商工政策課長	田	中保通
金融対策室長	川	畑充代

産業振興課長	佐	野詔藏
産業集積推進室長	富	山幸子
労働政策課長	久	松弘幸
地域雇用対策室長	福	嶋清美
企業立地課長	津	曲睦己
観光推進課長	孫	田英美
記紀編さん記念事業推進室長	松	浦直康
オールみやざき営業課長	日	下雄介
工業技術センター所長	古	賀孝士
食品開発センター所長	森	下敏朗
県立産業技術専門校長	田	村吉彦

県土整備部

県土整備部長	大	田原宣治
県土整備部次長 (総括)	鈴	木一郎
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	坂	元政嗣
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	東	憲之介
高速道対策局長	直	原史明
部参事兼管理課長	福	嶋幸徳
用地対策課長	林	睦朗
部参事兼技術企画課長	高	橋利典
工事検査課長	永	野広
道路建設課長	大	坪憲男
道路保全課長	馴	松義昭
河川課長	大	谷睦彦
ダム対策監	秋	山克則
砂防課長	土	屋喜弘
港湾課長	蓑	方公
空港・ポート セールス対策監	川	野福一
都市計画課長	瀬	戸長秀美
建築住宅課長	森	山福一
営繕課長	上	別府智

施設保全対策監 山下 幸 秀
高速道対策局次長 原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 沖米田 哲 哉
議 事 課 主 査 長 谷 恵 美 子

○岩下委員長 おはようございます。ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部でございます。

初めに、一言お礼を申し上げます。

先日行われましたフード・オープンラボの開所式に当たりましては、福田議長を初め県議会の皆様にも御出席を賜り、まことにありがとうございました。

県といたしましては、この施設を本県の食品製造業振興の中核施設として、その機能を最大限に発揮させながら、フードビジネスのさらなる進展を図ってまいりたいと考えております。

また、岩下委員長を初め委員の皆様方には、

先般の県外調査におきまして、商工観光関連の施設などを調査いただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、東九州メディカルバレー構想の取組についてなど3件と、お手元に別冊資料としてお配りしております平成26年度宮崎中小企業大賞の表彰企業決定について、説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、お手元に黒いリーフレットをお配りしておりますが、この資料でございますけれども、「世界一美しい花の芸術祭宮崎」の開催について御報告させていただきます。

この企画は、世界的なフラワー・アーティストでありますダニエル・オスト氏が、本県産の花や果実を使用して行う大規模な展示会でありまして、来年1月末から10日間、シーガイアをメイン会場に宮崎神宮や県庁でも作品が展示される予定となっております。国内外からの観光誘客及び本県の花のPRが図られる新たな取り組みとしまして期待をしているところでございます。私からは以上でございます。

○富山産業集積推進室長 産業集積推進室でございます。

委員会資料1ページをごらんください。東九州メディカルバレー構想につきまして、最近の取り組み状況を中心に説明いたします。

本構想は、宮崎・大分両県の産学官により、22年10月に策定、23年12月には国の総合特区の指定を受け、医療機器産業の一層の集積やアジアへの貢献を目指して推進しているところでございます。

1の最近の主な動きでございます。

まず、(1)の宮崎大学医学部の寄附講座でございますが、これは、県及び延岡市の共同寄附により設置しているもので、現在、地場企業とともに医療機器の開発が進められるなど、研究開発拠点として取り組みを加速しているところでございます。

(2)の研究開発につきましては、①県産業振興機構による支援といたしまして、医療関連機器研究開発支援事業により、25年度、26年度にそれぞれ4件を採択し支援をしているところでございます。

また、②の国庫補助事業では、総合特区推進調整費を活用して、医工連携の事業が進行中でございます。これは、アルバック機工と九州保健福祉大学が、世界初となる完全自動のたん除去システムを開発するもので、初年度8,000万円、今年度9,000万円と大型の事業費を獲得しております。

2ページをごらんください。

(3)の宮崎県医療機器産業研究会でございますが、本研究会は、現在、図に示しましたように、県下12市町、63企業を含む産学官で組織されまして、企業の新規参入や取引拡大を推進しているところでございます。

3ページをごらんください。

この研究会の主な活動でございますが、(4)医療現場のニーズと企業とのマッチングに向けた取組といたしまして、2つ目の○にありますように、宮崎大学医学部附属病院などの協力を得まして、医療現場の見学会などを行っております。

また、(5)(6)のとおり、展示会出展により、会員企業のものづくり技術などを全国にPRするとともに、コーディネーター等が企業に

訪問し、きめ細やかな支援を行っているところでございます。

4ページをごらんください。

次に、2の海外展開に向けた取組についてでございます。

まず、24、25年度の取組ですが、①のとおり、24年度に東九州メディカルバレーが得意とする透析技術の海外展開の可能性について、ニーズ調査を実施いたしました。

また、25年度には、②、③にありますように、JICAやJETROと連携いたしまして海外の透析医療関係者を招聘し、日本の透析技術に関する研修を実施したところでございます。

さらに、④のとおり、CLAIR事業を活用しまして、タイから看護師等4名を招聘して、透析医療機器を中心とした技術研修を実施したところでございます。

5ページをごらんください。

これらの取り組みによりまして、枠囲みにありますように、日本式透析技術はアジアでのニーズが大きいこと、現時点で導入の可能性が高いのはタイであること、一方、その普及には、臨床工学技士相当の技術者の育成や透析に使用する水の処理技術の確立が必要であるといった課題が明らかになったところでございます。

これを踏まえまして、(2)でございますが、26年度はJICAやCLAIR等の事業を活用し、図にございますようにタイからの医療関係者の受け入れや、タイ現地での調査により、日本式透析技術の普及のための取り組みを加速しているところでございます。

6ページをごらんください。

これらの事業のうち、①のJICA事業では、主として水質浄化技術を検討、指導するもの、また、②のCLAIR事業は、もう一つの課題

である臨床工学技士相当の技術者育成に軸足を置き、技術研修等を実施するものでございます。

これらの取り組みによりまして、アジアの医療水準の向上や日本の医療機器の海外展開の促進に着実につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、今後とも、産学官等、関係者が一丸となって、東九州メディカルバレー構想の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○孫田観光推進課長 お手元に配付の資料の7ページをごらんいただきたいと思っております。観光立国実現に向けた多言語対応について御説明いたします。

まず、1の国の統一基準であります。

外国人観光客の増加に伴い、観光案内板等の多言語による表示方法について、ことし3月、観光庁が観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドラインを策定いたしました。これは、美術館、博物館、自然公園、観光地、道路及び公共交通機関等において、外国人目線に立って作成された全国共通のガイドラインであり、日本語に併記する基本言語を英語とすること、表記方法や具体的な対訳語の実例、外国人が確実な理解を深められるよう、解説の翻訳に加えて補足解説を加える方法等が示されております。

次に、2の県の対応の(1)市町村への統一基準の周知であります。

外国人旅行者への情報提供としての多言語対応について、県内統一した基準のもとでの推進を図るために、まずは市町村に対して、ただいま御説明いたしましたガイドラインを通知し、適切な実行をお願いしております。また、民間の観光業者等についても機会を捉えて説明し、

周知を図っております。

続いて、(2)市町村の取組への支援であります。県では、観光地づくり事業に取り組む市町村に対し、最長3年間にわたって補助を実施する、魅力ある観光地づくり総合支援事業による支援を行っておりまして、観光案内板等の設置もその対象となっております。観光地への誘導、観光地の説明等の観光案内板の設置は、基本的には当該市町村が対応しており、県はその事業に対して補助を行うという形になっております。

最近の観光案内板の整備を対象とした支援については、ここに記載のとおりであります。このうち、平成25年度に高千穂町が整備した案内板は、外国人の個人旅行者にも対応した多言語表記のものとなっております。掲載しております写真は、その一例であります。

次に、8ページ(3)県による観光案内板等の設置であります。

まず、①観光案内板については、県全体を対象に、観光地及び主要道路等を掲載した観光案内板を、これまでに県外4基を含む50基設置しております。昨年度、多言語に対応した新しいデザインに一新しまして、平成27年度までに全ての案内板を更新する予定にしております。

また、これとは別に今年度、新たに20基程度の新設についても取り組んでいるところであります。

新しい観光案内板の多言語対応としては、基本的に日本語と英語で表示するほか、主要な観光地等はさらに韓国語と中国語(繁体、簡体)の併記を行っております。

さらに、主要な観光地14カ所については、スマートフォン等でQRコードを読ませることで、より詳細な情報を日本語、英語、韓国語、中国語の4カ国語で提供しております。

9ページ及び10ページをごらんいただきたい
と思います。

これは、ただいま説明をいたしました県観光
案内板のQRコードで見ることのできる画面で
ありまして、青島、青島神社をその一例として
掲載いたしました。青島にまつわる山幸彦等
について4カ国語で詳しく説明をしているとこ
でございます。

8ページにお戻りください。

②ひむか神話街道広域案内板であります。現
在、県内に14基を設置しており、地名等を日本
語と英語で表記しているほか、右下の写真のと
おり、主な観光地等には伝承等の解説まで掲載
しております。

神社仏閣など各観光地における多言語化の取
り組みは、外国人観光客のおもてなしの向上に
つながるものでありますので、今後とも、県有
施設の所管課、市町村並びに民間の管理者等へ
の理解を図るなど、その推進を積極的に推進し
てまいりたいと考えております。

なお、多言語対応の一例として、参考までに、
鶴戸神宮のパンフレットを配付させていただきました。
別冊で縦長のものがついていると思いま
す。ごらんのように、鶴戸神宮の由来や歴史
等について英語で詳しく紹介されております。
このような先駆的な事例もあわせまして、今後、
関係機関等に御案内してまいりたいと考えてお
ります。

それから、資料はございませんが、先週、え
びの高原周辺に出されました噴火警報の影響に
ついて御報告させていただきます。

硫黄山からおおむね1キロ以内が立入規制と
なったことから、小林市からえびの高原を結ぶ
県道1号線が通行どめになったほか、エコミュ
ージウムセンターの休館や、えびの高原から韓

国岳、甕岳、白紫池・六観音御池に向かう3つ
の登山道も通行できなくなっております。通常
であれば、紅葉で多くの観光客でにぎわう時期
であります。先週末の足湯の駅の売り上げは、
昨年同時期と比べると約7割減だったと聞いて
おります。

また、えびの高原荘におきましても、昨日時
点で年末年始までの宿泊予約のうち615名分、率
にして約33%がキャンセルとなるなど大きな影
響が出ているところであります。

11月末には、アイススケート場もオープン予
定でありますので、今後の運営に極力支障が出
ないよう、指定管理者とも協議しながら適切に
対処していきたいと考えております。

観光推進課の説明は以上であります。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 私からは、
記紀編さん記念事業の今年度のこれまでの取り
組み状況について、主なものを御説明したいと
思います。

委員会資料の11ページをごらんいただきたい
と思います。

まず、知る機会・触れる機会の創出でありま
す。

1の神話巡りバスツアーにつきましては、表
にありますように、5コースを今年度予定して
おりまして、高千穂コースについては通年で、
以下の4コースについては、2から3カ月のリ
レー方式で実施をしているところでありまして、
3番目の宮崎・西都・西米良コースまでを、こ
れまで実施してきております。右のほうの運行
実績の欄を見ていただきますと、1回当たりの
平均の参加者数を見ますと、おおむね順調に推
移しているのではないかとというふうに考えてお
ります。

2の神話のふるさと県民大学であります。リ

レー講座につきましては、今年度3回予定しておりますが、真ん中の10月5日のところを台風により中止しましたので、改めて実施をできないかということで今検討しているところでございます。

12ページをごらんください。

3の記紀みらい塾であります。小中高校生向けの出前講座でございまして、今年度、5校について順次実施をしているところでありまして、2番目の延岡高校までをこれまで実施したところであります。下のほうに写真が載っております。上の段がリレー講座の1回目の様子、それから下の段の左側が美々津小学校での記紀みらい塾、右側が延岡高校での様子でございます。

めくっていただきまして、13ページをごらんいただきたいと思っております。

3、県立図書館での神楽の展示・イベントでございまして。これは、宮崎県の平野部の神楽に焦点を当てまして、8月5日から17日にかけて、県立図書館のエントランスのところで展示を行ったものでございまして。写真のような感じで展示を行ったんですが、体験イベントにつきましては、台風の接近がありまして中止をしております。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

ブランドイメージを確立するためのプロモーションであります。1のポスターにつきましては、写真にありますとおり、今年度新たに4種類を作成をしたところでございまして。それぞれ600枚、合計2,400枚、現在のところ印刷をしております。県外におきましては、県外事務所を通じまして、ゆかりの店舗等への掲示あるいはイベント等での活用をしているところでございまして。それから、県内におきましては、撮影をした市町あるいは宮崎銀行さんとか宮崎交通

さんとか、御協力いただけるところに配布をしているところでございまして。

2の九州国立博物館における神楽のイベントでございまして。8月の19日から31日にかけて、九州国立博物館のエントランスホールに西米良村の村所神楽の御神屋を再現いたしますとともに神楽のイベントを実施したものでございまして。写真にその様子を掲げておりますが、福岡においても神楽の関心というのが高いなということを感じたところでございまして。

めくっていただきまして、17ページをごらんいただきたいと思っております。

4の東京における集中プロモーションでございまして。(1)は東京メトロ新宿の地下通路におきまして、写真にありますように青島神社の元宮を再現いたしますとともに、結びこよりの体験イベントを実施したところでございまして。9月の15日から21日の7日間、結びこよりを体験していただいたのが約2万名ということで、かなり見ていただいたのかなというふうに思っております。

下のほうの(2)ツーリズムEXPOジャパンでございまして、これは東京ビッグサイトで開催されました世界最大級の旅行イベントでありまして、ここにブースを出展したところでございまして。9月の25日から28日の4日間、全体ですけれども15万8,000人の来場があったというふうに発表されております。

それから、18ページをごらんいただきたいと思っております。

(3)ソラシドエア・首都圏飲食店グループとの協働によるプロモーションでございまして。これは、11月、12月の2カ月間にわたりまして実施をしているものでございまして。①のほうは、首都圏で40店舗を展開しておられます九州熱中

屋で宮崎フェアを開催をしていただいているところでございます。

②につきましては、宿泊予約サイトを活用いたしまして誘客のキャンペーンを実施しているものでございまして、このキャンペーン、昨年度は参加をしていただいた宿泊施設について、期間中、前年比で5～10%程度の宿泊客の増があったという結果でありますので、今年度の結果についても注目をしているところでございます。

最後に、5、その他でありますけれども、教育委員会あるいは県内の団体、市町村などにおきましても、講座やシンポジウム、展示会、イベント等を実施していただいているところでございます。

済みません、16ページに戻っていただきまして、県外大学との連携の講座、これは、主にはこれからの予定でございますので、説明を飛ばしております。申しわけありませんでした。

以上のような形でいろんなところと連携をしながら、その事業の推進に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○田中商工政策課長 それでは、本日別冊でお配りしております宮崎中小企業大賞について、御説明をいたします。

別冊資料、こちらの2ページをお開きください。

県では、平成19年度から、すぐれた技術や地域資源の活用等によりまして、県内産業の振興、あるいは地域経済の活性化に特に寄与している中小企業を表彰しております。これによりまして、受賞された企業や従業員の方々の励みにしていただくとともに、県内にすばらしい企業があるということを県民に知っていただく、こう

したことを目的として実施しているものであります。

3ページをごらんください。今年度は、有識者等による選考委員会の審査を経まして、延岡市の株式会社興電舎と宮崎市田野町の道本食品株式会社の2社を表彰企業として決定いたしました。

企業の概要及び表彰理由であります。4ページをお開きください。

まず、興電舎は、電気工事、電気機械器具製造の企業であります。創業68年を迎え、高い技術力で電気設備やシステムの安定化に寄与するとともに、250名を超える雇用を有し、延岡の地に根差した企業として地域の活性化に大きく貢献しております。また、自社製品の開発に意欲的に取り組み、電力システムの安定化を図るオンリーワンの製品を開発し、大手企業等に導入されているところでございます。

次に、5ページをごらんください。

道本食品であります。全国有数の干したくあん製造業者であり、宮崎県産干し大根100%使用にこだわるとともに、原料生産者と連携し、品質向上に取り組むなど、安全安心な生産を徹底しております。また、宮崎県干したくあん・漬物研究会のリーダーとして、本県漬物業界全体のレベル向上に大きく貢献しているほか、毎年継続的に県内の人材を採用するとともに、自社で研修施設を設置し、人材の育成に熱心に取り組んでおります。さらに、県の食品開発センター等とも連携しながら、さまざまな新商品開発にも積極的にチャレンジしており、最近では、たくあんの缶詰等が高い評価を受けているところでございます。

なお、この表彰企業につきましては、11月4日に知事が表彰を行いますほか、今後、県庁ホ

ームページやテクノフェア、県立図書館ロビーでのパネル展示など、さまざまな機会を利用して県民の方々に広く紹介していきたいと考えております。説明は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○後藤委員 東九州メディカルバレー構想についてちょっとお伺いしたいんですが。構想特区認定指定を受けまして、1ページにあります国庫補助事業による研究開発資金の獲得。これまで、ほかにこの国庫補助を含めて構想特区に於いてのメリットというのをちょっと御紹介というか、ありましたらお願いしたいんですが。

○富山産業集積推進室長 具体的な資金の獲得につきましては、ここで御紹介しておりますように、アルバック機工、九州保健福祉大学が獲得しております合計1億7,000万円というのがございます。そのほかに派生的な効果といいますか、特区に指定されたことで、全国からこの特区の取り組み、東九州メディカルバレーの取り組みについて大変注目されました。その関係で本日御紹介いたしましたJICA、JETRO、そういったところが、ぜひ東九州メディカルバレーと組んでいろいろな事業をしたいということで、昨年度初めての試みで海外から医療関係者を招聘して、東九州メディカルバレーが得意とする透析技術の研修を実施したところでございます。

○後藤委員 ということは、直接的な国庫補助事業と、そういった派生的な効果があるという二本立てという考え方でよろしいですね。

○富山産業集積推進室長 そのように考えております。

○中野委員 メディカルバレー構想、これちょっと勉強不足やけど、このメディカルバレー特区

というのは日本にはここだけですか。

○富山産業集積推進室長 医療機器への取り組みを中心にした特区というのは、ほかの県にもございます。例えば静岡県が実施しておりますファルマバレーであるとか、関西でも行われております。

○中野委員 1ページの最近の主な動き・取組で(1)の宮崎大学医学部のいろいろ動きがあるけど、これを例えば海外人材育成とかそこ辺までやった場合に、宮崎特区としては何が結局将来的に価値を生むかという話がわからんのやけど。

○富山産業集積推進室長 現在、大分、宮崎で医療機器の生産額は約1,100億超ということになっております。その大部分を中核企業であります旭化成メディカルや東郷メディキット、大分の川澄化学、そういう血液透析にかかわるいろんなディスポ商品を提供しているところが占めております。

このディスポ商品なんですけれども、日本国内でも徐々には伸びておりますけれども、日本国内だけだと、もう近い将来頭打ちということがございます。

一方、アジアにおいては、血液透析が必要な患者さんが激増しております。なぜかといいますと、糖尿病がふえてるとということが原因だと考えられております。そこに大きなニーズがあると。ただ、現状では、アジアのお医者様方は、お医者様になってすぐに欧米に研修に行かれるために、実際は日本の透析技術が世界一レベルが高いということが最近明らかになっているにもかかわらず、日本式の透析技術というのはアジアにはほとんど普及していません。そういうことで実際にアジアに普及することによりまして、最終的には日本の東九州メディカルバレー

でつくっている医療機器等をさらに展開してシェアを伸ばしていきたいということを目指しているものでございます。

○中野委員 例えば、この(1)の予算、宮崎大学医学部のこういう、県外、それから4ページの海外に向けた取り組みと書いてあるけど、JICAとかJETRO、これは日本から来ればみんな同じことをするわけで。ほかの県とか、ほかの東九州以外のところでも、透析っていう同じようなことを国としてもやっておるのか。

それと、私、これは10年前ぐらいかな、清武に行ったときに、もうアメリカなんていうのは家庭での透析が普及してるのに、まだ日本は全然、病院に高い料金を払っているという話で。海外向けにした場合、どれだけメリットがあるかということ、今現在、県内でやってる医療機器の普及という話になるのかなと思ったけど、そこら辺がもうちょっと。我々議会もみんな、特に延岡地域の議員の人がようわからんという話で。開発研究の段階と現時点でそういう医療機器があるところ、そこ辺を整理して海外展開をすると、今あるここら辺りが拡大しますよという話かなと思ったけど、全体に進んでるから、よく目的とかがわからんとやけど。それと、あわせてこの海外展開とか、こういう予算はどうなってるんですか。

○富山産業集積推進室長 まず、予算的な話から説明させていただきます。

まず、冒頭、委員がお尋ねになりましたけれども、宮崎大学医学部に設置しております寄附講座については県が1,500万、延岡市が1,500万を出し、年間3,000万の予算で寄附講座を運営してもらっております。

それから、海外展開でございますが、例えば4ページをごらんいただきたいんですが、①②

③JETRO、JICAの事業につきましては、これは全てといたしますか、県の職員の旅費を除けば、JICA事業、JETRO事業につきましては、それぞれJICA、JETROが自主事業として実施したもので、私どもはそれに協力をしたということで、県内のアテンドや連絡調整、そういったものの経費は若干かかっておりますが、ほとんどがJICA、JETROの予算でございます。また①につきましてはODAの予算を活用しております。

それから、④のCLAIR事業でございますが、これは自治体国際化協会——CLAIR——に宮崎県が提案をいたしまして、これも全額CLAIRのほうからの予算で賄っております。

ということで、現在のところ海外展開につきましては県費の一般財源から支出するというものはございません。CLAIRから県が受け入れて、それを予算化して使っているというような形でございます。

○中野委員 この説明を見ると、何かそれぞれメーカーがやってる部分と国全体でもやってる部分とトップでやってる部分と、そこら辺の整理はどうなんですか。透析の普及なんていうのは、それぞれ日本の国内でも……。

もう一つ、透析にかかわるけど、透析機器というのは宮崎じゃどこまでできとるんですか。

○富山産業集積推進室長 先ほど特区で、ほかの地域にも医療機器関係の特区があると申しましたが、血液、血管をうたってる特区は東九州メディカルバレーのみでございます。国もということもあるんですが、東九州メディカルバレーのこの動きを国も非常に注視していただいております。JICA、JETROなどがそれに協力をしてくれていると、それを後押ししてくれ

てるという形でございます。ですから、ばらばらにいろいろやってるということではなく、東九州メディカルバレーのこの産学官の取り組みを皆さんが応援して下さってるというふうに考えております。

○中野委員 ぜひ、我々にもわかりやすいような整理をしてください。

○宮原委員 関連して、いいですか。済みません、勉強不足なものですから。この透析のそういった技術というのは、今回、今説明があったようなすごい技術だというのは何となく聞いてわかるんですけど、その種類って何種類もあるんですか。機械というか、そういうのは。

○富山産業集積推進室長 大きく分けると、透析液を集中的にコントロールして、それを各ベッドサイドにラインでつなげるといいますか、そういう集中管理方式は日本式でございます。欧米式では、各ベッドサイドで、それぞれに透析液を一つ一つ調整するという手法がとられております。

それらがどちらがいいのかと、単純に申しますと、最近それらを調査した学術的なデータがございまして、例えば日本式の死亡リスクを1としたときに、ヨーロッパでは2.8倍のリスクがある。一方、アメリカでは、さらに高く3.8倍のリスクがあるというような結果が得られております。それはさまざまな細かいいろんな条件もあるんですが。そういうことで、大ざっぱに言うと2種類。

それから、人工腎臓というのが、その装置、システムに使われますけれども、その人工腎臓につきましては、やはり結構専門的にいろんな段階の、非常に精密にできるものとラフなものがあるやに聞いております。

○宮原委員 今話を聞いてても非常にいいシス

テムになってるということはよくわかるんで、それに一番、日本の技術に乗ってきたということでもいいんですか。

○富山産業集積推進室長 当初は、このニーズ調査に行った際は、日本でも欧米に倣ってやっていたのだろうと皆さん思われていたという節がありまして、日本でそれだけの技術を持つてるということは認識はなかったと聞いております。

ただ、昨年度から、政府の高官であるとか、透析に関して、かなり決定権を持つような高い位置にある専門家をお呼びしまして、大学、産業界が一致して研修をすることによって、日本式というのはこういうメリットがあって、こういうものなんだということをごだんだんわかっていただくようになりました。1回こっきりではなかなかだと思んですが、繰り返し繰り返しやることによって、そういったことが認知されるようになりました。

今年度、去年来てくださったタイの中核となる2カ所の病院を今ターゲットにしているんですが、そちらのほうに赴いて、さらにいろいろなセミナー等を実施したところ、24年度のニーズ調査のときとはまるで違って、新たな病棟の建築の計画があるので、そこに一部導入できないかということも検討し始めたという状況になっております。

○宮原委員 今話を聞いてて、すごく素晴らしい技術ということはわかるので、一番人口の多いインドあたりに何かのきっかけをつくると、ここは異常に人口が多いので、もっといいのかなという感じがしたんで、そういうのを今後取り組まれていく方向ではあるんですか。

○富山産業集積推進室長 24年度のニーズ調査の中でインドにも行っております。インドでは

保険制度が、まだちゃんとできておりません。タイは国民皆保険ができております。ただ、インドについてはまだまだです。ただし、血液透析を必要とする患者さんの数はタイよりも多うございます。ということで、今後の有望な市場として、まずはタイに進出して、それから周辺の国に普及していくということを目指して頑張りたいと思います。

○中野委員 関連。その透析機械、いろいろメーカーもあるのかなと思ったけど、我々としては、こういう特区でやって、例えばそういう関連企業が何件ふえて、宮崎に何人ふえて、そういうのを期待しているわけやけど。

○富山産業集積推進室長 特区指定後、新たに立地した企業が4社ございます。その4社のうち3社が透析に関する企業さんで、企業の増設であるとか新たに工場をつくるのかいうものがございます。

それから、委員が先ほどおっしゃいましたのは、血液透析ではなくて、多分、清武の誘致企業さんがやられてる腹膜透析のことだと思います。腹膜透析と血液透析をあわせて透析という医療になるわけですが、日本では腹膜透析は3%、あとの97%は血液透析でございます。それには、またいろいろな理由があるようです。

タイにおきましては、今4万人の透析患者さんのうち、血液透析をされてる方が3万人、それから腹膜透析の方が7千人で、腎臓移植をされる方が3千人というふうな割合になってると聞いております。

○外山委員 外国語表記、前、委員会で言ったと思うんですが、早くこうやって対応してもらってありがたいなと思います。

それで、ちょっと具体的に聞きたいんですが、青島神社、それから鶴戸神社の例があります。

この掲示をするのは神社がするんですか、それとも宮崎市、日南市がすることになるんですか。

○孫田観光推進課長 一番基本的にはそれぞれの施設管理者ですから、青島神社でしたら青島神社さんがやられるということになると思います。

一方、市町村等で、その市町村全体の中でさまざまな表記をしていく中の一つとして位置づけられれば、市町村等が設置をすることもあるかというふうに考えております。

○外山委員 ということは、青島神社でも鶴戸神社でも、当該の神社の所有者というか神官さんというか、そこの方が了解してやりますというのが基本ですね。そこは市を通じて話をしていくんですか。

○孫田観光推進課長 委員御指摘のとおり、この神社仏閣等における多言語化の取り組みというのは、外国人観光客のおもてなし向上ということで大変重要なことでもありますので、市町村及び民間の管理者の方々に対しては、県としてはぜひやっていただきたいという形で働きかけをしていくということになるかと思えます。

○外山委員 こういう時代になってきましたから、市町村を通じて働きかけをするか、県が直接働きかけすることは別にしても、強力にそういう要請をしてもらいたいなと思います。

それから、県の管理しとる平和台公園、それから西都原、これは県が直接表示をしていくということになるわけですか。

○孫田観光推進課長 県有施設の場合であれば、それぞれの所管課に対して、そういった対応をお願いしていくということになると思います。

○太田委員 7ページの観光立国実現に向けた県の対応ということで、市町村の取り組みへの支援というのがありましたが、これは、まだこ

の後もいろんな市町村から要望が出ろうかと思うんですが、この補助の内容はどういうふうになってますか。予算枠がどのくらいであるとか、市町村負担があるとかいうのも、あれば。そして、今後の見込みとか。

○孫田観光推進課長 この魅力ある観光地づくり総合支援事業といいますのは、3年間にわたって継続して行う中で、まず計画なり何なりをつくっていただくソフト部分の整備をした上で、必要であればさまざまなハード整備も行うということで、1カ所当たりといたしましては1,600万円を上限という形で、3年間に分けて支援するということになっております。

○太田委員 もちろん、これは市町村の負担もあるというやつですね。

○孫田観光推進課長 財政力指数に応じた負担がございます。3分の1以内、あるいは2分の1以内というような形で対応しております。

○太田委員 わかりました。

もう一つ。先ほど議論になったことですので、ちょっと要望ということでお伝えしときたいと思うんですが、メディカルバレー構想については、私たちもこの常任委員会で延岡のある企業、昭和というところでしたが視察をさしていただきまして、社長さんの、何かばりばりした思いが伝わってきて、すごいなというふう感じたところです。このメディカルバレー構想というのは大分県と宮崎県にまたがって、私たちが昔習ったような石油コンビナートとか太平洋ベルト地帯というような、何かそこに産業がどんどん集積して特化されていくようなイメージで考えておったんですが、ぜひとも活性化を図っていただきたいというのと。

実は、県北では県病院と、それから福祉大学があって、これもこの事業の中で大いに活用さ

れておるわけで、特に県病院は県北に寄附講座、その関係で先生を1人ふやしていただいたというようなこともあって、大いにこの制度を使いながら波及させてやっているということについてありがたいなと思ってます。ぜひともこれを進めてほしいと思うのは、例えばこれは病院局の対応でありますけど、まだ延岡ではイメージがなくて研修医のマッチングが十分でないとか、まだ応募者もゼロであるというようなことであるんですが。こういうメディカルバレー構想の総合的な事業の取り組みの中で県病院の地位が向上したりとか、もしくは福祉大学の生徒さんがどんどん集まって地域が活性化するとかいうことにつながるというなと思って。本当に夢をつくっておる構想だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。そういう成果も、私は出てくるんじゃないかなと思って頑張ってくださいと思います。以上です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○新見委員 4ページの内容について、ちょっと理解がまだ進んでませんので、お聞きしたいんですけども。

まず、(1)の①の平成24年度に実施したニーズ調査ですけれども、このときはタイ、インド、南アフリカ、3カ国だったようですが、その後の東南アジアのニーズ調査についての実施状況等はどうなっていますか。

○富山産業集積推進室長 ニーズ調査としてしっかりと予算を獲得して実施したものは、それ以降はございませんが、タイとの交流を深めていく中で、いろんな情報がありましたし、それから②のJICAのセミナーの際には、南アフリカを含めアジアの8カ国から関係者が来られました。そのときのディスカッション等で、いろいろお国の事情については結構しっかりし

た情報が得られております。そういった情報等も活用しながら進めているところでございます。

○新見委員 それと、②のJICA、③のJETROの事業についてですけれども、④については宮崎県が提案して、それをCLAIRが採用してくれて宮崎県単独の事業というような受け取りをしたんですけれども、②③についてはそれぞれ主催が違ってますので、ここに受け入れ機関として宮崎に関係するようなどころだけ出てますが、全国的にはどうだったんでしょうか。

○富山産業集積推進室長 この②③は、あくまで東九州メディカルバレーのために呼び出したということでございます。ほかには行っておられません。

○新見委員 結構です。

○岩下委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時57分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進に

つきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。感謝申し上げます。

説明に入ります前に、まず3点、御報告を申し上げます。

申しわけありませんが、座ってから御説明させていただきます。

まず、1点目は、今年12日から13日にかけての台風19号の被害についてであります。国道10号の倒木による通行どめを初め、道路・河川施設などの被害が発生しまして、現時点での公共土木施設の被害状況につきましては、県市町村合わせまして全体で63カ所、被害総額は約5億6,000万円となっております。被害に遭われました県民の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、県民生活に影響が及ばないよう早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目は、本日配付させていただいております、えびの高原(硫黄山)周辺の道路規制についてでございます。気象庁の火口周辺警報を受けまして、先週の24日17時より、県道1号小林えびの高原牧園線の一部区間の道路規制を当分の間、行うこととしました。地元住民や観光客など、利用者の皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、人命が何よりも優先されますので、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

3点目は、国道218号北方延岡道路についてであります。昨日29日、九州中央自動車道の一部となります国道218号北方延岡道路の蔵田—北方間が、平成27年5月までに開通すると国土交通省から発表されました。これまで御支援、御協力いただきました県議会の皆様には、この場をおかりしてお礼申し上げます。今後とも引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

げます。

それでは、本日の説明事項についてであります。お手元の商工建設常任委員会資料をごらんください。目次にありますとおり、公共工事における提出書類の簡素化及び工事検査につきまして、担当課長が御説明いたします。

また、本日配付させていただいております、えびの高原(硫黄山)周辺の道路規制及び国道218号北方延岡道路蔵田一北方間の開通時期につきまして、後ほど担当局長及び課長が御説明いたします。

私からは以上であります。よろしくお願いたします。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

公共工事における提出書類について御説明いたします。

まず、皆様の正面左側、机の上をごらんください。ここには、受注者から完成時に提出していただく書類の例といたしまして、実際の書類をお持ちしたところがございます。書類のボリュームにつきましては、工事の種類や金額、内容によりまして大きく異なるところでございますが、ここでは金額による差も見ていただくために、同じ工種、道路改良工事の中から3つの工事書類を持ってきております。

1つ目は、1,500万円クラスの工事といたしまして、受注額1,750万円の土砂掘削や道路の路盤を主体とした工事として提出された書類であります。

2つ目は、3,000万円クラスの工事といたしまして、受注額2,870万円の道路の路盤や側溝整備を主体とした工事であります。

また、3つ目は、5,000万円クラスの工事といたしまして、受注額4,820万円の土砂の盛り土や路盤及びブロック積みなどを含んだ工事であります。

提出書類のボリュームといたしましては、図面も含んでおりますけれども、1,500万円クラスの工事では——そこに赤、白でお示ししておりますが——幅が約15センチ、3,000万円クラスの工事では幅が約40センチ、5,000万円クラスの工事では幅が約50センチの書類となっております。

書類の内容などにつきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

公共工事における提出書類についてであります。

まず、1の役割と根拠でございますが、公共工事につきましては、工事完成後だけでなく、施工過程を確認することによりまして、全体の耐久性、安全性を確保する必要がありますために、施工途中の状況や不可視部の形状・寸法及び品質等を管理・記録した写真の提出書類を求めているところであります。

また、これらの書類は、工事請負契約約款や土木工事共通仕様書及びその他法令に基づき、作成・提出が求められておりまして、工事検査や会計検査などの実地検査におきます証拠書類として重要なものでございます。

次に、主な工事書類を御説明いたします。工事書類は、契約関係の書類を含め99種類があり、工事の流れに沿いまして、工事着手前、施工中、工事完成後の各段階に必要な提出書類が定められております。

まず、工事着手前としまして27種類の提出書類を定めており、工事完成に必要な現場組織や安全管理、施工順序、施工方法等を定めた施工計画書などがあります。

次に、施工中といたしまして、67種類の提出書類を定めており、施工された構造物の形状・寸法が、どの程度の精度で施工されたかを管理

した出来形管理に係る書類や仕様書等に示す材料や構造物の強度などの施工状況を管理した品質管理に係る書類、また、各施工段階の状況や、完成後、明視できない箇所などを確認する写真管理に係る書類などがあります。

次に、工事完成後としまして5種類の提出書類を定めており、工事完成を記録した完成写真等があります。

以上が主な工事書類であります。

次に、3ページをごらんください。

ただいま御説明いたしました工事書類につきまして、工事の流れと関係を図に示しております。入札から始まり、以下、契約締結、施工計画と流れ、最後は、完成検査、合格となりますが、上の契約締結におきましては工事請負契約書が必要であり、その後には工程表が必要となるなど、工事着手前、施工中、完成のそれぞれの段階におきまして必要な主な書類を記載しているところであり、工事の流れとの関係を図に示しております。入札から始まりまして、その下、契約締結、施工計画と流れ、最後は完成検査、合格となりますけれども、上の契約締結におきましては工事請負契約書が必要であり、その後には工程表が必要となるなど、工事着手前、施工中、完成のそれぞれの段階におきまして必要な主な書類を記載しているところであり、なお、書類の右側にあります米印と星印は、その根拠を示しているところであり、

2ページにお戻りください。

次に、2の簡素化の取組であります。工事書類におきましては、受注者の事務負担の軽減を図ることを目的といたしまして、平成20年の国の簡素化の要領に準じまして、平成21年度から、99種類の書類のうち、38種類の書類の簡素化に取り組んでおるところであります。

また、平成25年度からは電子データによります提出を導入しているところです。

これら簡素化の具体的な取り組みといたしまして、4点記載しております。

まず、(1) 提出書類の削減であります。1つ目としましては、工期や数量だけの変更の場合で、施工に大きく影響しない場合には、変更の施工計画書の提出を不要としたこととあります。

また、発注者が検査時に確認できれば、保管する必要がない産業廃棄物の処理に関する書類——いわゆるマニフェスト伝票のことですが——これを提出不要としたことなど、21種類の工事書類について提出を削減したところとあります。

次に、(2) 書類作成の軽減であります。主な取り組みといたしましては、完成後に現場で確認できる部分の形状・寸法の写真を必要最小限としたことなど、15種類の工事書類について書類作成を軽減したところとあります。

次に、(3) 電子メールの活用であります。毎週提出する週間工程表や、休日・夜間作業に必要な届けを電子メールによる提出としており、紙による提出を不要としたところとあります。

次に、(4) 提出書類の電子化であります。工事書類のうち、写真については、まだ工事件数的にはわずかではございますけれども、電子データによる提出を試行的に導入しており、写真を紙で提出する必要がないことから、印刷や製本に係る作業を軽減したところとあります。

ここで4ページをごらんください。4ページのイメージ図につきましては、工事書類が電子データによる提出によって、どの程度削減できるかのイメージをあらわしたものであります。左側のグラフは、簡素化に取り組む以前の工事書類の量をあらわしており、仮に、これを100%

といたしますと、簡素化に取り組んでいる現在は、中央のグラフのとおり、軽微な変更の施工計画書を提出不要とするなど、提出書類の削減や電子メールの活用などによりまして全体的に減少し、約2割削減しており、当初の左側と比べますと80%の量になっていると考えております。

さらに、右側のグラフですが、工事写真を電子データとし、具体的にはCDなどで提出することによりまして、受注者が、これまで写真出力していた経費や出力にかかった時間などが軽減されるとともに、工事写真管理などの書類のボリュームが約3割の軽減になり、左側、当初と比べまして約50%の量になると考えているところであります。このグラフに示すとおり、写真の電子化の取り組みによりまして、工事書類の削減にはかなりの効果があると考えているところであります。

2ページにお戻りください。

下のほう、3の今後の取組であります。今後とも、一層の簡素化を推進するため、3つの取組を行うこととしております。

まず、1つ目といたしまして、工事書類を作成される受注者の方々の意見など、工事関係団体等と継続して意見交換を行いながら簡素化に努めてまいりたいと思います。

2つ目といたしまして、簡素化の取り組みにつきまして、監督員も含めまして、理解が十分でない部分も見受けられますことから、簡素化の内容を十分理解していただき、書類作成に生かしていただくために、工事検査時における周知や各種研修会での啓発を行いたいと思っております。

最後に、工事写真の電子データによる提出につきましては、先ほどのグラフで御説明したと

おり、削減に一定の効果がございましてことから、現在の試行を検証し、適用範囲の拡大に努めてまいりたいと思っております。今後も、これらの取り組みを行うことで一層の簡素化に努めてまいります。

技術企画課は以上でございます。

○永野工事検査課長 工事検査課でございます。

委員会資料の5ページをごらんください。

公共工事における工事検査についてであります。

まず、1、検査の目的でございますが、公共施設につきましては、県民の安全・安心と生活を支える重要な社会基盤であり、目的に合った使いやすさはもとより、十分な安全性、耐久性なども求められております。このため、工事検査では、それらの性能が備わっているかを確認・評価し、合否を判定するものであります。

次に、2、検査の方法であります。最も重要なことは、(1)にありますとおり、契約書どおりのものが現地にできているかというものであります。具体的には、その下に、中ぼつ3点で示しております。

まず、契約書、施工計画書、工事写真などに基づき、適正に施工されているかを確認いたします。

次に、工事完成後に見えない箇所、いわゆる不可視部につきましては、出来形管理書類で形状を確認し、見える箇所につきましては現地で計測して、決められた場所に決められた寸法どおりのものが仕上がっているかを確認いたします。

さらに、品質も極めて重要でありまして、使用する材料のよしあしや段階ごとの試験結果などをまとめました品質管理書類をもとに現地でさまざまな点検を行い、所定の品質を満足して

いるかを確認いたします。

次に、(2)に法令遵守の確認を上げておりますが、これは、法律に基づき、施工者が工事現場で行うべきことが守られているかを確認するものであります。建設業法では、下請会社への丸投げではなく、元請会社が工事全般についてしっかり管理しているかどうかを、労働安全衛生法では、作業に従事する労働者の安全確保のための教育あるいは訓練、作業前の点検などが行われているかを、建設リサイクル法では、コンクリートの取り壊しなどがある工事において、取り壊したコンクリート殻等が不法投棄されることなく、再資源化施設まで適切に運搬されているかなどの工事を行うための関連法の履行を確認するものであります。

次に、(3)であります。検査の可否とは別に、受注企業の技術力を判定する工事成績の判定を行います。この判定は、工事検査員だけでなく、県の工事担当者やその上司に当たる担当リーダーまたは工務課長がそれぞれの立場で評定して、最終的にこれらの点数を総合した点数が、工事成績評点として受注会社に通知されることとなります。

また、評定方法につきましては、国が作成し、各県でも利用しております評定基準によりまして客観的に評定するものであります。

なお、この評定基準は公開されており、誰でもインターネットを通じて入手できるようになっております。

最後に、3、検査技術の向上への取組につきまして説明いたします。

公共工事の品質確保と検査体制の強化を目的とし、平成20年度から環境森林部、農政水産部、県土整備部のいわゆる公共三部の検査部門を一元化して、工事検査に関する要領等の

統一を図りますとともに、各種研修などを通じまして工事関係職員等の技術力の向上に取り組んでおります。

ここには、大きく4点上げさせていただいております。

まず、(1)の検査体制の強化であります。当課には、それぞれの部から工事検査専門員が配属されていますが、その所管範囲を越えて相互に検査を実施することで、検査員の検査技術の向上を図っております。

次に、(2)の建設技術よろず相談室の開設であります。これは、工事や契約事務を担当する経験の浅い職員が現場等でさまざまな疑問が生じた場合、インターネットを活用した掲示板に書き込みを行えば、それを閲覧した経験豊富な中堅職員や、あるいは担当課の職員などが即座に解決策を掲載してスピーディーに問題解決を図るものであります。

次に、(3)の現場OJTであります。工事検査専門員は、これまでの豊富な経験により蓄積されたさまざまなノウハウを持っておりますから、よりすぐれた品質となるよう若手の工事担当職員や受注業者の現場代理人などに適切な助言等を行い、技術力の向上を図っております。

最後に、(4)の各地区での技術講習会であります。これは、各地区の建設業協会などが行っております技術講習会に工事検査専門員が研修講師として出席し、具体的な事例に基づき各種の技術的助言を行っております。お互い意見交換をして、建設業者の技術力向上に微力ながら貢献させていただいております。

工事検査課は以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○中野委員 系列的に書いてある検査項目を。

○永野工事検査課長 それでは、具体的な検査方法について、常任委員会資料の添付資料のほうで御説明したいと思います。資料の3ページをお開きください。右上に資料2と書いてあるところでございます。

この一番上の表は、一番上の段に評点をつけるメンバーが書いてございます。1つは主任監督員、これは担当職員でございます。2つ目が総括監督員ということで、これは担当課長もしくは担当リーダーになります。さらに、検査員3は中間検査と完成検査の検査員となります。

そして、検査する項目は、一番右側の列に書いてございますように、1から7番までございまして、それぞれの項目別に、また細別が設けられております。それぞれ評価するところに○がついております。例えば検査員の場合でございますと、施工状況の施工管理、出来形、出来ばえのうちの出来形、品質、出来ばえ、この4種類について検査することになります。

次に、中ほどの表をごらんください。評定の方法は後ほど説明いたしますが、AからEまでの各段階で評価いたします。例えば、全部C評価でございますと、この合計は65点ということになります。Cから左がA、A´になりますと、これが加点されていきまして、全てAになりますと100点、全てEの場合は0点ということになります。

検査員の採点考査項目でございますが、施工管理につきましては、対象といたします項目は15項目ございまして、設計図書の照査であるとか、施工計画書と現場施工方法が一致しているかというようなところで見ます。

出来形については考査項目は7つございまして……。

○中野委員 説明は、これをしてくれんと。何か読みよったやないと。追いつかんとよ、これ見ちよつても。合計が何点になるとかいうたつて。

○永野工事検査課長 わかりました。

それでは、次のページの4ページをお開きください。A4版の資料でございます。

○岩下委員長 今の検査員の加減点ですか、そこらあたりの説明からちょっとわからなくなったということですから。点数が100点とか、ちょっとわかりにくいという。わかりやすくお願いします。

○永野工事検査課長 申しわけございません。もう一度、中ほどの表をごらんください。検査は、一番上にごございますように、それぞれの項目ごとにA、A´からありましてEの判定をいたします。そして、C判定、この場合はゼロとなっておりますけど、C判定の場合が65点になります。そして、C判定より左側のほう、つまりA、A´のほうになりますと、そこに書いてございますように、65点にプラスして加点をしてまいります。それで、全てA評価をとりますと、65点に35点がプラスされまして100点という形になりまして、全てE評価になりますと0点ということになります。つまり65点というのは、素点、基礎点という形で考えていただければいいかなと思います。

続きまして、では、A、A´とかBはどのようにして判定するのかということを御説明いたします。次のページをお開きください。A3で横になっております。

これは、検査専門員が評定する品質の中の主な工種がコンクリート構造物の場合でございます。一番上の表にごございますように、左側に1から15まで番号が打ってございます。その横に

◇がありますが、これは鉄筋を使わないコンクリートの場合は、評価する項目が◇の数だけありますよということになります。その◇の検査項目をさらに見ていただきますと、例えば1番、配合試験や品質証明等によりコンクリートの品質等が確認できるとございます。これがちゃんと確認できた場合には、その右隣にあります□のところをチェックしますと、■になります。このような形で、評価する項目と、それが評価できたかどうかを見比べていきます。

すると、中ほどの表、③のところなんですが、◆を分母にいたします。そして、評価された■を分子にいたしまして、この場合は7分の6になるんですが、それが85.7%となります。その欄の一番下、今度は※のところでございますが、※の上から2つ目、80%以上90%未満はA⁺という判定になります。このような形で機械的にA⁺というのが決まりまして、先ほどの、前のページ、3ページでございますけど、A⁺になりますと、これは品質のところでございますので12点が加算されるということになります。このような形で工事点数を評点しております。

先ほどの説明でちょっと説明不足のところがございますので、追加で説明いたします。

3ページ、資料2のところの中ほどの表ですが、先ほど全てE評価の場合は0点というように申しましたが、出来ばえについては4段階で評価しておりますので、一番最低のD評価になったものも含めまして、そこを減点していきますと、65点から引かれて0点になるということでございます。

○岩下委員長 質疑はありませんか。

○宮原委員 余り専門過ぎて全くちんぷんかんぷんになるんですけど。コンクリートの部分で、骨材が宮崎県内でコンクリートとして使えると

ころと、その地域でも全然使えないという地域があるというふう聞いてるんですよ。それはやっぱり検査をした結果だというふうには思うんですが、コンクリートの価格というのは、それぞれ業者さんがいらっしゃると思うんですけど、大体統一されてるんですか。

○高橋技術企画課長 生コンクリートの価格のお話だと思うんですけど、生コンクリートの単価につきましては、原則、四半期に一度、県内を数ブロックに分けて単価を調査いたしまして、その市場の価格を調査した価格を反映して設計価格といたしております。

○宮原委員 あと、宮崎県内にある骨材を利用した場合は、品質的には問題はないんだけど、見ばえが非常に悪いと。だから、大分から石灰石をまぜると、非常にきれいな出来ばえになるというふうにも聞いてるんですけど、実際そういうふうな判断をしていいんでしょうかね。

○永野工事検査課長 そのような話を伺ったことがございまして、確認しましたところ、それはコンクリートの色が悪いというようなことで言ってるのではなくて、例えば、型枠につけてました剥離剤が移っただとか、あるいは木材の樹液がしみ出て色合いが部分的に悪くなったということ言ってるものが、いつの間にか、このコンクリートは全体的に黒っぽいから使うのをやめるようにと言われたように伝わってるところがあると思います。

○宮原委員 今話を聞くとよくわかるんですけど、通常いろいろ聞くと、どうもやっぱり見ばえが、石灰石をまぜるときれいな白っぽいのと、こちらの地元のものを使うと黒くなって、見ばえを見たときに全然、石灰石を入れたほうがいいんだというような話も聞いたんですけど。そういった部分で点数というのは、この出来ば

えという部分で差はないというふうに思っているんですか。

○永野工事検査課長 それについては差はございません。見ばえで検査する部分は、例えばコンクリートの表面にすができてたり、あるいは通りが悪かったり、取りつけが悪かったりと、そういうところで評価するようにしております。

○宮原委員 骨材を、九州管内のいろんな県の公共事業に使ってる部分を、どっからどのように入ってきているというようなことをちょっと聞かせてもらったことがあったんですけど、大分県から宮崎県に大量にそういった材が入ってきて、数十億単位で大分にお金が流れてる。宮崎県内のものを使えるのであれば、そのお金が県内で回るだけというような話も聞いたんですけど、それはもうそういうことを心配しなくてもいいということによろしいんですか。

○高橋技術企画課長 生コンクリートを製造するときの原材料といいますか、砂とか砕石とかという話だと思うんですけど、一般的に大分のほうが石がかたくて性能がいいということをおっしゃってまして、例えば県央から南に行きますと、骨材につきましては、やわいとか扁平だとかいうような性質を持ってると言われてます。そうしますと、セメントをまぜたときに品質といいますか、同じ強度を保とうとすると、若干いろいろ工夫をしないとイケないというようなこともございまして、大分産のかたい石のほうが生コンクリートに合ってるというようなことで、大分から砕石を入れてるような話は聞いております。

○宮原委員 実際そういうことで見ばえ、そして品質的なものが石灰石を入れるほうがいいんだというふうな話を聞いてて。そして、もう過去の話でしょうけど、検査員の方が比べたとき

に、黒っぽいよりも白っぽい、見た目、見ばえがいいのを、やっぱりこういうのがしっかりした工事だというふうに言われたという経緯が過去にもあったという話もありますので。部分的に見ばえがいい部分があつてしかるべきだと思います。見ばえが悪くても水中に埋めるものであれば、別に見ばえは余り関係ないので、そのあたりは骨材の使い方、全然入れてはだめだということではなくて、品質は変わりませんよと言いながら、やっぱり見ばえがいいほうがいい場所もありますよね。だから、そういった部分というのはうまく調整をされて、ここはこれでもいいですよ、ここはこういう部分をというのができるといいんでしょうけど、そういったことは可能なんでしょうか。ここまではいいですよ、ここまではいかんですよという言い方になってしまいますけど。

○永野工事検査課長 基本的にコンクリートは打ったときは白いんですが、これが1年たちますと大体黒くなってまいります。だから、色の白さ、黒さというのは、永久構造物で考えるコンクリートについては余り関係はないと思っております。そのような話も伺っておりますので、検査員には、コンクリートの色についていうときには、具体的にその原因がこういうところにあつて色が悪くなってるんだよという、誤解を招かないように指導しているところでございます。

○宮原委員 そうですか。よい指導を、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○後藤委員 説明資料の4ページ、電子データによる提出の効果、イメージ。

平成20年の国の簡素化の要領に準じて、21年度から現在は約2割削減ですね。以前ですと、仕様書の中には各種法令等の提出を求めています。

したけど、これはある程度削減した。

公共工事における提出書類の役割と根拠を考
えてみた場合、大体、私のイメージで、削減で
きる範囲は、工事写真管理の中じゃないかなと。
今後の、電子データ提出による約3割削減とい
うのが限度かなという感じがしてるんですよ。
それ以上削減すると、公共工事の役割というか、
会計検査院という非常にシビアな部分があるも
のですから。あくまでも請負の中で、各種法令
を遵守して、それに基づいた検査確認ですから。

建設関連団体の方々に説明する場合は、大体
こういったイメージで説明されているんですよ
ね。そここのところを、確認させていただきたい
んですが。いつも団体の方々が大変だ大変だと
言うけれども、やはり公共工事を請け負って
るという使命感、役割というのをはっきり持っ
た上で、県なり市町村に意見具申を言うならわ
かるんですけど。そこら辺のお互いのやりとり
の中も含めて御説明いただくとありがたいん
です。

○高橋技術企画課長 工事書類の簡素化につ
きましては、関係団体と従来から意見交換を行
っているところです。最近でも今月に入って施
工管理技士会とやっておりまして、そのときの
話としましては、従来とすると法令関係で若
干書類がふえてるかなというお話はあったん
ですが、特にどの書類が多くなったとかい
う明確な意見はなくて。ただ、施工中に、あ
るいは昼間、安全管理とか現場に追われてお
りまして、夜でしか書類作成ができないとか、
あるいは施工完了後にそういう書類作成が
集中するというところで、工事工程とか、あ
るいは工事成績の関係で書類作成の作業が
集中するというところで、残業されたり土
日に出てこられたりというようなことはあ
るということでございます。

あるいは、少しでも成績を上げようとい
うことで、簡素化と相反するんですが、ち
よっと余分な書類をつくるのか、そういう
こともあると聞いておりますので、その
辺は書類簡素化への取り組みの認識も
十分に説明する必要があるのかなと思
っているところです。

先ほども言いましたけど、今後とも
そういう簡素化への認識——これは監
督員もそうだと思うんですけど——
その辺をさらに理解していただく
ように説明したいと思っております。

○後藤委員 本当にいい提示をして
いただきまして、非常にわかりやすい。
工事高に応じて、それなりの書類
作成、ボリュームがふえていくよ
うですから、当然その事務費を見
てますよね、私、そう思うん
ですけど。それをあえて大変だ
大変だというのは、やはりお
互いの話し合いの中で、そこ
ら辺の説明をしていくのが一
番かなと思ってるんですが。

○永野工事検査課長 工事検査
では、必要な書類がそろって
ない場合は提出をお願いします
が、逆に余分につくられている
資料というのもございます。
その場合は、この部分は不要
ですよということで、次回か
らは作成をしないようにとい
う指導もしてるところござい
ます。

○大田原県土整備部長 書類の
削減につきましては、先日、各
地区の協会の女性部の皆さん
と意見交換もさせていただきました。
その中で、先ほど説明してお
ります、きょうの提出資料の
2に書いてます簡素化の取り
組み、この説明をしましたと
ころ、そうなんですかとい
う声を大分聞きました。

結局、私たちが考えてみます
ことに、今工事検査課長も申
しましたように、書類が多けれ
ば評点の点数も高いだろうと
いうふうなお話、そういう考
えもまだあるやに思いまし
て。その

とき申しましたのが、勇気を持つての削減といえますか、それが必要なのかなということもちょっと話をしたところです。

それと、私たちのいろんな説明不足というところもあるものですから、今後の取り組みのところの(1)と(2)、特にこの工事検査時におきまして、よく専門員の皆さんから業者さん相手に、これは要らないよとか、逆にちょっと不足してるところがあればこれはどうなのとか、もうちょっと親切丁寧な説明といえますか、そこをやってもらえれば、今まで以上に業者さんの負担削減という実感も湧くのかなと思いますので、今後また、それを徹底をしていきたいというふうに考えているところです。

○中野委員 いろいろ、本当にここ10年、建設業者は冷え込んで、やっと今景気がよくなって。なら今度は、人手が足らんと。私は、昔から業者の人と結構友達が多い中でいろんなことを聞く中で、やっぱりこの提出書類が多いというのは市町村を含めてよく聞く。それと、検査の、検査官の態度もいろいろ聞くけど、それはそのときそのときのあれがあるから、これは一様に言えん話。

今後の取り組みって書いてあるけど、建設関係団体等と継続して意見交換を行いながら簡素化に努めるという考え方、これがそもそも間違っていると思う。本当に必要な書類は、何ぼ話し合いをしてもとらんといかん。要は、その中で本当に不必要な書類があるかないかというのは、こっちの執行部サイドで考えんといかん話で。何ぼふえても、法律とか国土交通省の通達とか出てくる分は仕方がない。

問題点は、県独自で徴集してる書類。そのの見直しというのは、業者とこんな話し合いなど、向こうは少ない方がいいわけ。だけど、必要な

ものはとらんといかんわけだから、業者からそういうのが来ても、法的にとらんといかん書類だってあるから、そこ辺はしっかりやるべきだと思うんですよ。だから、話し合いの前に、まず土木で、本当に必要な書類以外を。今、何か業者が勝手に書類を出すという話を初めて聞いたんやけど、それはちょっとまた別の問題で、勝手に出した書類やから、そこは指導すればいい。それは、もう今後は要りませんよという話、そういうことかな。

それと、資料1、2、3、工事請負契約約款の中で、今、県独自でとってるのは何かあるんですか。それと、次の共通仕様書。よく聞くのは、国土交通省の工事というのは何十億とか何百億とか桁が違うわけ。それをそのまま国が各都道府県に通達とか指導する。極端な言い方をすると、書類の数は違うけど、今、国と同じような感覚でやらされてるのか。共通仕様書は絶対、法律的にとらんといかんというのは今わかる、わからなければいいですよ。県独自でとってる仕様書なのか。ちょっと仕様書の意味もわからんけど。

○高橋技術企画課長 今議員がおっしゃったように、県の独自というのは余りなくて、やはり国土交通省に準じてやっておりまして、これは共通仕様書も一緒であります。ただ、それぞれが法律的にどうなのかというのは十分にはチェックしておりませんが、やはり国と同じようなやり方をすることで会計検査院の検査とか、そういうのに対応できてると思っておるところです。

○中野委員 だから、そういうことになれば省略するところはないという話になるけど、要は国の仕様書、それを100%守らんといかんのかという話もあるよね。1,500万の工事と10億、20億の

工事とどうなつとるかわからんけど。そこ辺はしっかり中身を見てやればいいのかなど。

例えば、もう一つ、この品質管理。さっきセメントのやつで出たけど、業者というのは生コンがあれば、生コン業者から買って工事するわけやな。その結果がどうかと言われると、業者としてはどうしようもないわけ。みんな今組合から買ってるから。例えば生コンを入れた配合の問題とか、生コン業者だってちゃんと検査受けた業者だけど、そういう場合はやっぱり施工業者の責任になるわけ。

○永野工事検査課長 いい品質のためにはいい材料を使うというのは基本でございますが、生コンの場合は、品質はそれだけでは確認いたしません。生コンで一番大切なのは、強度です。強度というのは、現場でどのように施工して、どのように養生したかにかかります。だから、その辺の施工はしっかりされて、最終的にその強度が県の求めるもの以上であるとか、あるいは、でき上がったものが材料分離して、すき間とかができてますとそこが弱い部分になりますので、そういうところがないのか、工事全体を通して評価するようにしております。

○中野委員 それはわかるとよ。だから、強度の打ち方で空間ができたりとか、それは業者の責任だけど、コンクリートの質そのものは、いろいろ検査はせんのかな。コアをとったりして、強度とか。

○永野工事検査課長 コンクリートにつきましては、コンクリートを打つときにその試験をするためのテストピースというのを一緒にとります。それをもって試験をしておりますので、現場でそのコンクリートのために穴をほがすというようなことはめったにございません。

生コンの品質については、施工業者の責任と

考えております。

○岩下委員長 済みません、生コン業者ではないんですか。

○永野工事検査課長 当然、材料を入れるときの分は生コン業者のほうの責任もあるわけです。でも、J I Sに合格した品が入ってまいりまして、それで現場でものをつくる、いわゆる適切な材料を購入した後の責任というのは施工業者になるという意味でございます。

○中野委員 今の実態としては、生コン組合ががっちりしとって、生コン組合に頼めば、その近い業者が搬入するわけやろ。そういう中で、生コンを持ってきたやつの中で、まだかためる中で品質がどうのこうのというのも、結果を問うんだったら土木事務所がその時点でせん。施工業者だけで、それを責任——打ち方で結果が違ふのならいいよ。配合とかそういうのが違って強度が出らんという場合も施工業者になる。それはちょっと、だから生コン業者までさかのぼらんと、J I Sとった業者の違反じゃわ、それは。

○大田原県土整備部長 具体的な例で申しますと、よく生コン、現場でクラックが入ります。そのクラックの原因が、例えば、よく私も養生と言うんですけど、コンクリートを打設した後にちゃんと水をかけたりとか、直射日光に当たらないとか、そういうことをやるんですが、それをやるのは施工業者さんの責任ですので、そこに原因があるのか。今度は、それ以前に生コンが品質が悪くて、そこに原因がある場合もあります。ですので、その事例事例で調査はします。ちゃんと施工業者さんがしっかりした、いわゆる施工管理をやったのか、プラス、それ以前の問題で、今委員がおっしゃられた生コン会社から出てきた生コンに、例えばボリュームだけ

ちょっと特異なものがまじってなかったかとか、そういう調査をしてから原因を究明して、その原因がわかった段階で、そこらにいろんな責任を負ってもらうことになるかと思えます。

○中野委員 いろんな話を聞くと、全てが施工業者と、一般的には聞こえるわけです。例えば、この4ページ、工事成績採点の考査項目運用表、この間改正したやつはA4で、まだかなり検査項目があったと思うとやけど、コンクリート構造物はこれ。きょうは一般土木工事の完成工事の検査項目というのは出とらんとやね。どうなるとかな。

○高橋技術企画課長 この資料4ページでお示ししておりますのは、先ほども工事検査課が言いましたように、コンクリート工事の場合ということで抜粋して載せておりますが、そのほかにこういう運用表と言われているものは、委員が言われるような一般的な土木工事、かなりの数ございます。きょうは全ては提示しておりませんけど。

○中野委員 別途検査項目も全て国に準じてるということ、県独自で項目を入れているということ。

○高橋技術企画課長 大方は国に準じております。中には、例えば推進機構のほうで新技術・新工法というシステムを持ってありますが、これを採用したら加点するとか、そういう県独自のやつも加えたものもございます。

○中野委員 私が言いたいのは、でき上がって現場に行って、目で見て、実際判断できるかということなのよ、ほかの項目も。例えば、前見たやつなんかでは、現場の検査に行って、会社内の提出書類が整頓されてるかとか、そんなやつまであったけど、そんなのまで、今度は会社に行って見るとねという話で。それと、この前

に中間検査があるわけで、完成工事は、もう表面しかわからんわけよ、コアをとらん限りは。そこ辺をもうちょっとしっかり。やっぱり実態に合わせて、国が国がっていうけど、国は何十億、何百億のやつをいっとるわけで、やっぱり宮崎県でセレクトして1,500万円の工事に合うやつか、5,000万円以上になるかとか、そこ辺はもうちょっと独自で検討してもらいたいということですよ。以上でいいです。

○岩下委員長 よろしいですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、道路保全課長、御説明をお願いいたします。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

別冊でお配りしている資料をごらんください。えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制についてであります。先週、10月24日午前10時にえびの高原（硫黄山）周辺の火口周辺警報、火口周辺危険ということで発令されました。このことに伴いまして、県道の通行規制を行ったことについて御説明いたします。

規制の内容については、資料の1から3に記載しておりますとおり、県道1号小林えびの高原牧園線を小林市南西方環野の料金所跡から、えびの高原の県道30号えびの高原小田線との交点までの約13キロの区間を、平成26年10月24日午後5時から当分の間通行どめとしております。

別添の地図をごらんください。地図の中ほど下に、硫黄山とその周辺1キロメートルの範囲を示しております。この範囲が、えびの市が関係機関と協議し入山規制を行っている範囲であ

りますが、県道1号小林えびの高原牧園線はこの範囲に入っております。このことで通行に危険があるということで通行規制を行ったものがあります。

なお、えびの高原方面の通行につきましては、資料の4、一番下に記載しておりますとおり、県道30号えびの高原小田線を利用することにより、えびの市からえびの高原を経由して鹿児島県への通行が可能でありますので、案内看板を設置して迂回路を周知しているところであります。案内看板は、地図では赤丸で示しております位置に設置しております。今後も道路利用者に対しまして迂回路等の情報を行うなど、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局から1つ御報告いたします。

きのう、きょうの新聞報道にもあったお話ですが、昨日29日に国土交通省から、九州中央道のうち北方延岡道路蔵田一北方間が来年5月に開通するとの公表がございました。

公表内容の中では、これまで平成27年度の開通予定としてきたところでしたが、このたび工事工程を精査した結果、1年近く工期を短縮し、平成27年5月までに開通できる見通しとなったということや、今回の開通によりまして北方延岡道路が全線開通という運びになります。

また、3つ目には、開通の具体的な時期などにつきましては、また決まり次第、改めてお知らせされるというお話がございました。私からは以上です。

○岩下委員長 前倒しをしてでき上がるということでございます。ありがたいです。

そのほか、何かございませんか。

それでは、以上をもって県土整備部を終了い

たします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

正午再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。

正午閉会